

## 後見人向け研修の実施について（案）

## 1 時期

令和6年1月～2月頃

## 2 対象

市内の後見人等（親族後見人、専門職後見人、法人後見の担当者。保佐人、補助人含む）に向け、研修を開催する。

※市内の後見人の範囲は市民、船橋市に在勤、被後見人等が市民を対象とする。  
※研修の内容によっては、親族後見人と専門職後見人を分ける必要があると思われる。→要検討

## 3 目的

本人の意思が尊重され、ご本人が安心して成年後見制度を活用できるよう、成年後見人等に向けて、意思決定支援の重要性や権利擁護の考え方などについて、共通理解の促進を行う研修を実施。

成年後見人等の学ぶ機会を作ることにより、権利擁護支援の質の向上を目指し、さらには後見人自身もひとりで抱え込まないよう、チームアプローチの促進を行い、本人に対しての適正な支援を推し進めるとともに、利用者がメリットを感じられる制度を目指していく。

## 4 研修内容

対面方式にて実施を検討。意思決定支援を学ぶ講義形式や、事例などを用いてグループワークを実施する方法を検討。

## 5 募集方法

各専門職団体へ協力依頼。

親族後見人に対しては案内が難しい。どうすべきか。広報などを用いた案内。

→今後の調整について

今回の協議会にていただいた意見を参考に、最終案を作成。講師調整し、1月に開催予定の第2回権利擁護支援等推進協議会で最終確認をさせていただきます。